

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月12日提出
【発行者名】	PayPayアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 明丸 大悟
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【事務連絡者氏名】	岩井 章悟 連絡場所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【電話番号】	03-6275-0936
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	PayPay投信AIプラス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年2月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社が2025年9月末を目途に事業を終了することを予定していることを受けて、ファンドの委託会社の変更、ファンドの名称の変更、信託事務等の諸費用の対象範囲の変更等に係る投資信託約款の変更を2025年8月12日を適用日として実施することが決定したため、また、ファンドの委託会社の変更に伴い原届出書の申込期間を訂正し、ファンドの沿革を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

原届出書「第一部 証券情報（7）申込期間」につきまして、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

2025年2月11日から2026年2月9日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

＜訂正後＞

2025年2月11日から2025年8月11日までとします。

（12）【その他】

原届出書「第一部 証券情報（12）その他」につきまして、以下の内容が追加されます。

＜追加＞

投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2025年4月30日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款変更に係る書面決議を2025年6月10日付で行ないました。その結果、議決権を行使することができる受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、2025年8月12日を適用日として以下の通り投資信託約款の変更を行なうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、投資信託約款の変更適用日である2025年8月12日付をもって当ファンドの委託会社を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2025年8月12日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「アセットマネジメントOne株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

投資信託約款の変更の内容及び変更理由

（1）委託者の変更

ファンドの委託者である弊社は2025年9月末を目途に事業を終了することを予定しているため、委託者を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」（以下、「アセットマネジメントOne」といいます。）に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、投資信託約款を変更することとなりました。

変更後に委託者となるアセットマネジメントOneの概要は以下の通りです。

2024年9月末現在

- アセットマネジメントOneは、国内の個人投資家、金融機関や年金などの機関投資家を中心とした幅広い投資家層向けに資金の運用を行なっている、わが国有数の運用会社のひとつです。

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金：20億円

従業員数：917名

運用資産残高：約70兆円

これに伴い、ファンド名称を「PayPay投信AIプラス」から「AIプラスファンド」へ変更し、ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（２）その他の変更

ファンドの取得・一部解約の申込みへの対応として、やむを得ない事情が発生した場合に、一度販売会社で受け付けたファンドの取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨を追加いたします。これは、市場機能の停止など不測の事態が発生した際における受益者間の公正を期すための対応となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、現状ファンドで負担することが可能となっている各種書類の印刷、作成等に伴う費用について委託者負担とすべく、関連する条項を削除する変更を行なうとともに、過去実施した条文削除に係る所要の変更も実施します。

具体的な変更内容については、以下の「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

投資信託約款の変更に係る新旧対照表

（変更日：2025年6月13日 変更適用日：2025年8月12日）

変更部分は、（下線）で表示してあります。

新	旧
追加型証券投資信託 AIプラスファンド 信託約款	追加型証券投資信託 PayPay投信AIプラス 信託約款
（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、<u>みずほ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。 ～（省略） （受益権の申込単位および価額） 第13条（省略） ～（省略） 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。 （利害関係人等との取引等） 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。 （省略）	（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>みずほ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。 ～（同左） （受益権の申込単位および価額） 第13条（同左） ～（同左） 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。 （利害関係人等との取引等） 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。 （同左）

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

（省 略）

（信託事務等の諸費用）
第40条（省 略）

前項に定める諸費用のほか、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（削 除）

（削 除）

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

（同 左）

（信託事務等の諸費用）
第40条（同 左）

前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 2．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 3．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 4．この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 5．信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

（削 除） 前項の諸費用は、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。 （信託契約の一部解約） 第46条（省 略） ～ （省 略） 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。 （省 略） （公告） 第57条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/ 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載します。	前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第38条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。 諸費用は、第41条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。 （信託契約の一部解約） 第46条（同 左） ～ （同 左） 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。 （同 左） （公告） 第57条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>公 告 ア ド レ ス</u> https://www.paypay-am.co.jp/notification/ 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>官報</u>に掲載します。
--	---

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2016年12月20日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2021年2月10日	ファンド名称を「Yjamプラス！」から「PayPay投信AIプラス」へ変更

<訂正後>

2016年12月28日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2021年2月10日	ファンド名称を「Yjamプラス！」から「PayPay投信AIプラス」へ変更
2025年8月12日	ファンドの委託会社の変更及び当該変更に係る所要の変更（予定）